

## 新たに「テナント支援金」の受付を開始します！

～賃借人が支払いを行った賃料等の3分の2の額（1テナント当たり上限25万円）を支援～

千葉市では、県の休業要請等に応じたテナントの事業継続を図るため、令和2年4月28日から、店舗のビル等のオーナー向けに「テナント支援協力金」制度を実施してきました。

このたび、より多くのテナントへの支援を行うため、新たにテナントの賃借人向けの支援として、「テナント支援金」の受付を開始しますので、お知らせします。

### 1 事業内容

#### (1) 対象テナント

- ア 千葉県から発出された休業要請に応じて休業した中小企業・小規模事業者の店舗
- イ 自粛要請により実質的に休業に準ずる影響を受けている飲食店のうち、本市が定めた「新型コロナウイルス感染症対策8か条」を順守し、千葉県の飲食店に対する酒類の提供自粛の協力要請に応じた中小企業・小規模事業者の店舗

#### (2) 交付対象者

対象テナントの賃借人

<要件>

- ア 対象テナントの経営のための賃貸借契約を締結し、その賃料等の支払いを負担していること。
- イ 本市税について、適正に申告し、納付していること。
- ウ 事業に必要な事項について届出し、又は許認可等を受けていること。
- エ 関係する法令等の規定を遵守していること。
- オ 以下の項目に該当しないこと。
  - (ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）がその事業活動を支配する者
  - (イ) 代表者又は役員が暴力団員である者
  - (ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
  - (エ) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのある者
  - (オ) 宗教活動又は政治活動を目的とする者
  - (カ) 公序良俗に反する等、市長が不相当と認める者

#### (3) 交付金額

令和2年6月1日から6月30日の間に支払い期限が到来し、支払いを行った賃料等の3分の2の額（1テナント当たり上限25万円）

※ただし、1か月分の賃料等を限度とする。

#### (4) 交付申請期間

令和2年6月26日（金）～8月7日（金）

## 2 申請書類

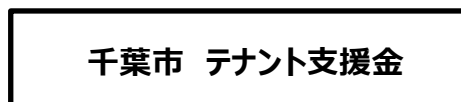
- (1) 千葉県テナント支援金交付申請書
- (2) 契約書等の写し（賃貸人、賃借人及び現在の賃料等の額が分かる部分のみ）
- (3) 対象となる賃料等の支払いを証明する書類
- (4) 店舗の写真
  - ア 店舗の外観（看板等の店舗名が分かるもの）
  - イ 店舗の内部（店舗内の状況が分かるもの）
- (5) 営業に関する許認可証等の写し
- (6) 誓約書
- (7) 振込先口座の分かる書類

## 3 申請方法

原則、オンライン提出となります。

※以下のポータルサイトの専用の申込フォームから提出できます。

【URL】 [https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/kigyoritichi/covid19-tenant\\_shienkin.html](https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/kigyoritichi/covid19-tenant_shienkin.html)



【市ホームページ】

※郵送の場合

申請書類を以下の宛先に簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

※必ず申請者情報シートを同封してください。（様式はホームページに掲載いたします。）

（8月7日（金）必着）

（宛先）〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市役所 企業立地課